

産科医療補償制度構築に向けてのこれまでの取り組み状況

- 平成 18 年 11 月 29 日
自由民主党「医療紛争処理のあり方検討会」において、「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」を公表
公明党「医療事故に係る無過失補償制度と ADR に関する検討ワーキングチーム」においても同様の結論
- 平成 18 年 12 月 24 日
平成 18 年度補正予算政府予算案に「産科無過失補償制度創設事業」の計上（閣議決定）
※「枠組み」における「8 国の支援」の一環として要求
- 平成 19 年 2 月 6 日
平成 18 年度補正予算の成立
- 平成 19 年 2 月 19 日
（財）日本医療機能評価機構と「産科無過失補償制度創設事業」の委託契約を締結

産科医療補償制度運営組織準備委員会開催状況

- 平成 19 年 2 月 23 日 第 1 回
産科医療における無過失補償制度の枠組みや経緯等の説明
- 平成 19 年 4 月 11 日 第 2 回
患者家族並びに医師、弁護士等からのヒアリング
- 平成 19 年 5 月 16 日 第 3 回
脳性麻痺について、専門家から意見聴取
- 平成 19 年 6 月 20 日 第 4 回
準備委員会における論点整理について
- 平成 19 年 7 月 17 日 第 5 回
議論を踏まえた検討の方向性について
- 平成 19 年 8 月 27 日 第 6 回
調査専門委員会報告書について
- 平成 19 年 9 月 19 日 第 7 回
補償対象等について

産科医療における無過失補償制度の枠組みについて

平成 18 年 11 月 29 日
自由民主党政務調査会
社会保障制度調査会
医療紛争処理のあり方検討会

1 趣旨

分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つ。

このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、

- 1) 分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、
- 2) 紛争の早期解決を図るとともに、
- 3) 事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みを創設。

2 制度の運営主体

日本医師会との連携の下、「運営組織」を設置。

運営組織が、補償対象かの審査や事故原因の分析を実施。

3 制度の加入者

医療機関や助産所単位で加入。

4 保険料の負担と、これに伴う分娩費用の上昇した場合の対応

医療機関や助産所が、運営組織を通じて保険会社に保険料を支払う。

保険料の負担に伴い分娩費用が上昇した場合は、出産育児一時金での対応を検討。

保険料の支払いについては、医療機関や助産所にとって加入しやすいものとするため、関係者の合意により、出産育児一時金の受取代理の仕組みを活用する。

5 補償の対象者

補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった場合とする。なお、通常の分娩の定義や障害の程度、対象者の発生件数の調査など制度の詳細な仕組みについては、事務的に検討。

6 補償の額等

補償額については、保険料額や発生件数等を見込んで適切に設定。

現段階では、 千万円前後を想定。

7 審査及び過失責任との関係

運営組織が、給付対象であるかどうかの審査を行うとともに、事故原因の分析を実施。

事故原因等については、再発防止の観点から情報公開。

過失が認められた場合には、医師賠償責任保険等に求償。

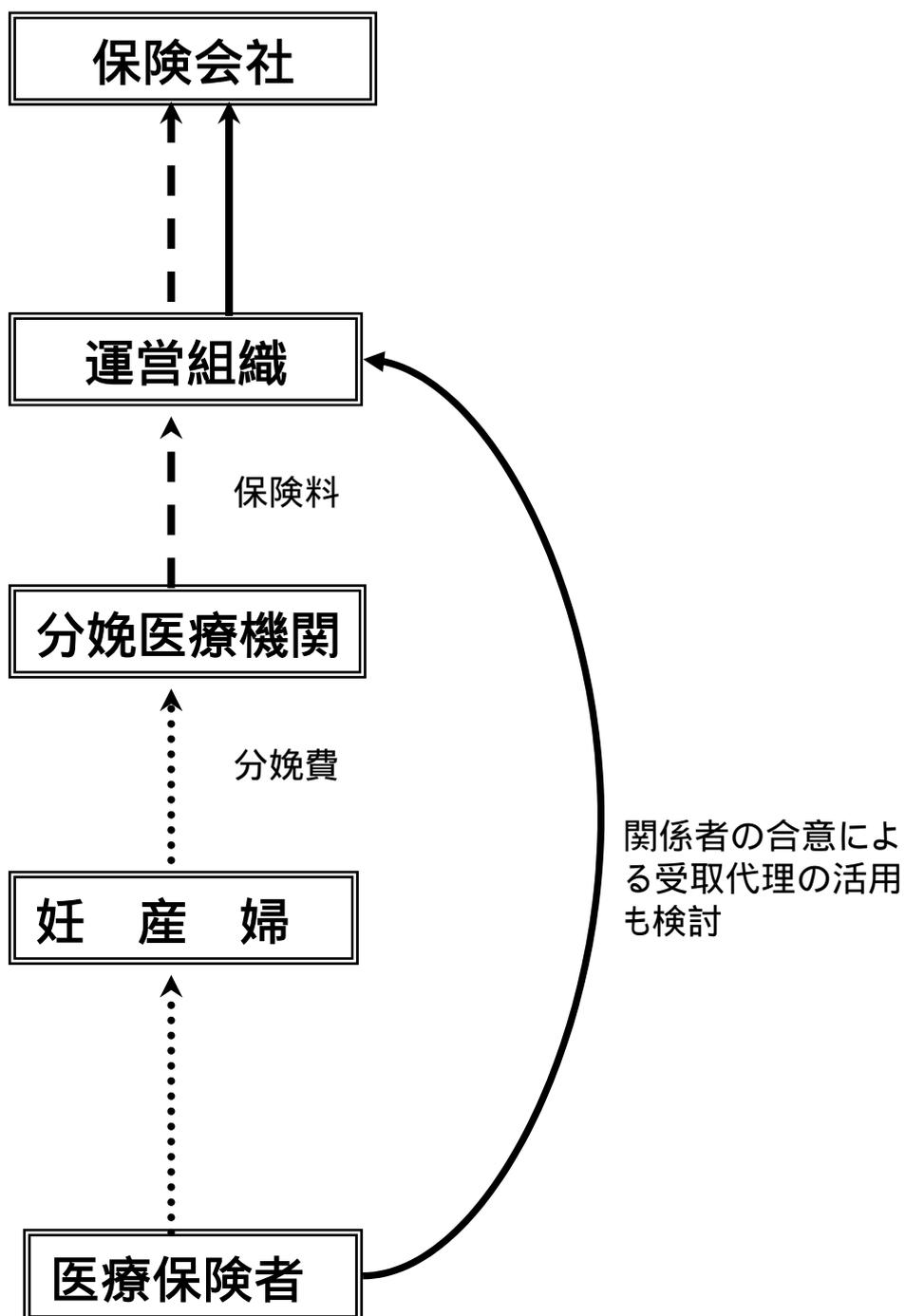
8 国の支援

産科医の確保や事故原因の分析を通じて安心できる産科医療が確保され、ひいては、少子化対策にも資することから、国は制度設計や事務に要する費用の支援を検討。

9 その他

この制度は、喫緊の課題である産科医療についての補償制度の枠組みではあるが、今後、医療事故に係る届出の在り方、原因究明、紛争処理及び補償の在り方についても具体化に向けた検討を進める。

無過失補償制度にかかる費用の流れ



産科医療補償制度運営組織準備委員会 委員名簿

委員長	近藤 純五郎	近藤社会保障法律事務所
委員長代理	河北 博文	日本医療機能評価機構 理事
委員	飯田 修平	全日本病院協会 常任理事
〃	石井 雅実	(株)損害保険ジャパン 取締役常務執行役員
〃	伊藤 雅治	日本医療機能評価機構 副理事長
〃	大井 利夫	日本病院会 副会長
〃	岡本 喜代子	日本助産師会 副会長
〃	勝村 久司	連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員
〃	加藤 尚武	京都大学名誉教授
〃	木下 勝之	日本医師会 常任理事
〃	行天 良雄	医事評論家
〃	五阿弥 宏安	読売新聞東京本社 編集局次長
〃	小林 廉毅	東京大学大学院医学系研究科 教授
〃	鈴木 利廣	すずかけ法律事務所
〃	高久 史磨	日本医学会 会長
〃	竹嶋 康弘	日本医師会 副会長
〃	野田 愛子	野田・相原・石黒法律事務所
〃	保科 清	日本小児科医会 会長
〃	宮澤 潤	宮澤 潤法律事務所
〃	八木 孝	東京海上日動火災保険(株) 常務取締役
〃	山口 光哉	元公務員共済立川病院 診療部長

平成 1 9 年 8 月 2 7 日

これまでの準備委員会における議論を踏まえた検討の方向性（案）

1 趣旨

＜本制度の背景＞

- 分娩時の医療事故では、事実経過の把握や過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つ。
- なかでも脳性麻痺はその性質上、特に発生原因が不明な場合が多いことから紛争が起こりやすく且つ長引く傾向にあるために、救済が速やかに行なわれない場合が多い。看護・介護を要する患者及びその家族の負担が大きい。
- そのため、患者等が安心して産科医療を受けられる、また産科医や助産師等が安心して産科医療を行える環境整備を行うことが急務。

＜本制度の目的＞

- 分娩の際に脳性麻痺となった患者及びその家族の経済的負担をすみやかに軽減するとともに、中立的な第三者である運営組織が中心となって事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止により産科医療の質の向上を図る。
- これにより、脳性麻痺となった患者及びその家族の要望に適切に応えるとともに紛争の早期解決を図る。
- なお、産科医療の崩壊を一刻も早く阻止する観点から、民間保険の活用により、早急な制度の立ち上げを図る。

2 制度の運営主体

- 制度を適切に運営していくため、公正で中立的な第三者機関である「運営組織」を設置。
- 運営組織が、補償対象か否かの審査や事故原因の分析を実施。

3 制度の加入者

- 病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）単位で加入。
- 病院等は妊産婦と補償に関する契約を結ぶ。
- 本制度への加入は任意であるが公的制度に準ずるものとして位置づけていくことから、分娩を扱う全ての病院等を対象に加入を促進するような対策を講じる。

4 保険料の負担と、これに伴う分娩費用の上昇した場合の対応

- 本制度においては民間の保険商品を活用し、病院等が、運営組織を通じて保険会社に保険料を支払う。なお、事務の流れ等詳細は今後検討する必要がある。
- 民間の保険商品であることから、とくに収支のバランスに配慮することが必要。
- 保険料の負担に伴い分娩費用が上昇する場合は、妊産婦の負担となる懸念があることから、本制度発足と同時の出産育児一時金の引上げでの対応が必要。
- 保険料の支払いについては、病院等にとって加入しやすいものとするため、関係者の合意により、出産育児一時金の受取代理の仕組みを活用する。

5 補償の対象者

- 補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺になった場合とする。
- 先天性の異常や分娩後の感染等、分娩に起因しない場合を除き広く対象とするが、具体的には調査専門委員会の報告を踏まえ、総合的な視点で検討。
- 補償の対象となる場合は、早期に救済する観点から、過失の有無にかかわらず補償額を支払うものとする。

6 補償の額等

- 本制度の目的である患者及びその家族の経済的負担の軽減の観点に基づき、看護・介護等に必要となる費用の負担を軽減するための補償制度を目指す。
- 具体的な補償金額や給付方法は、看護・介護費用の実態及び本制度の補償の対象者見込み数や保険料額、事務経費等を総合的に勘案し検討。
- 補償金の給付方法は一時金に加えて一定期間の定期的な給付を含め検討。

7 原因分析及び再発防止等

<補償対象か否かの審査>

- 運営組織に審査のための委員会を設置し、補償対象か否かの判断を行う。

<原因分析>

- 運営組織に原因分析のための委員会を設置し、事例の検証等を通じて産科医療の質の向上に資するよう努める。
- 原因分析を行うにあたっては、将来の同種の事故の再発防止のために医学的観点で行うことが望ましい。
- 原因分析を適切に行なうためには、分娩にかかる診療内容等の記録の正確性が重要であり、且つ資料として忠実に提出されることが重要であるため、データの提出の義務化等を検討。
- 原因分析のためには、妊産婦等からも情報収集が必要。
- 制度発足時に、審査や原因分析の際に標準的に必要となる記載事項を病院等へ示すことを検討。
- 具体的には今後検討していくが、病院等及び患者・家族に対して原因分析の結果等について情報提供を行う仕組みを目指す。

<求償>

- 明らかに過失が認められた場合には、医師、助産師及び病院等に求償。
- 求償を行うことについては、患者側の考えに反する可能性があるとの意見があり検討が必要。

- 求償を行うためには、責任判定と、その前提たる原因分析が必要。
- 補償金と損害賠償金の二重の給付を避けるようにすることが必要。

<再発防止・情報公開>

- 運営組織に再発防止のための委員会を設置し、収集した個々の事例を統計的に処理し、分析を行う。収集・分析した情報は広く社会に対して公開することにより、産科医療の質の向上に繋げるものとする。
- さらに、関係団体や学会等との協力のもと、再発防止のための研修やガイドラインの作成等を行う。また、国が行う再教育制度等に対する協力を行うことを検討。

8 国の支援

- 産科医の確保や事故原因の分析を通じて安心できる産科医療が確保され、ひいては、少子化対策にも資することから、国においては制度設計や事務に要する費用の支援が望まれる。
- 本制度を公的制度に準ずるものとして確立していくため、国においては病院等と妊産婦との間の標準約款の作成、制度への加入率を高めるための施策、運営組織に対する補助や補償金の税制優遇といった財政的な支援の実施等が望まれる。

9 その他

- 一定期間経過後、制度内容について検証する機会を設けることを検討。
- 本制度は一定の脳性麻痺を対象とする補償制度であり、補償の対象や期間に制約が生じることから、将来的には本制度の対象とならない範囲についても、国において何らかの措置が図られるよう検討が望まれる。